

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和2年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和2年6月8日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第5号

専 決 処 分 書

令和2年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月7日

亀岡市長 桂川孝裕

令和 2 年 度

亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和2年度亀岡市国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第1号）

令和2年度亀岡市の国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出  
それぞれ9,482,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に  
よる。

令和2年5月7日専決

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 府支出金		千円 7,113,508	千円 2,200	千円 7,115,708
	1 府補助金	7,113,508	2,200	7,115,708
歳入合計		9,480,000	2,200	9,482,200

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		千円 7,049,555	千円 2,200	千円 7,051,755
	8 傷病手当金	0	2,200	2,200
歳出合計		9,480,000	2,200	9,482,200